

東大阪フォントの使用に関する要綱

本市は、モノづくり基盤産業を中心に多種多様な製造業が集積するモノづくりのまちである。本市では、他都市に見られる少数の大企業と系列会社で構成される企業型城下町のような垂直的なツリー構造ではなく、地域内での緊密な連携による分業体制により、柔軟な生産ネットワークを構築しており、それぞれのモノづくり企業が専門分野に特化することで、その製造技術を深化させ、様々な需要に柔軟に対応している。このような独自のネットワークは本市のモノづくり企業の集積の大きな特徴であり、チャレンジ精神にあふれるまちとして、国際競争力を支える礎になっている。

この特徴を広くアピールし、国内外における本市の認知度の向上を図るとともに、モノづくり企業が本市に立地することに誇りを持ち、企業取引において優位性をもたらす都市イメージの醸成につなげるべく、ブランディングの手法として企業や海外の先進的な都市では主流となりつつある「オリジナルフォント」に着目し、近畿大学とデンマークのデザインエージェンシーKontrapunkt社とともに本市のモノづくりの精神を表現した書体「東大阪フォント」を製作した。

「東大阪フォント」は、東大阪の中心産業である部品が「社会をつなげるもの」であることや、企業が相互に協力しあって製品を作り上げて世界とつながっていることから、「つながり」をキーワードとした書体デザインである。ひとつの文字をひとつの企業と見立て、それぞれがつながって本市のモノづくり産業を形成していることを表しており、文字と文字をつなげるプログラムが一文字一文字に組み込まれ、文字の組み合わせによって変化する、他に例を見ない書体である。

(目的)

第1条 この要綱は、東大阪フォントの使用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 東大阪フォント 学校法人近畿大学及びKontrapunkt社が市の委託により制作した、「モノづくりのまち東大阪」をイメージしたフォントをいう。
- (2) 商品 販売を目的として製造した製品及びそれに準ずるものをいう。
- (3) 広告 民間事業者等が、商品又はその行う事業等の情報を世間に広く宣伝するためのものをいう。
- (4) 物品等 商品及び広告の総称をいう。

(東大阪フォントに関する権利)

第3条 学校法人近畿大学及びKontrapunkt社が著作権人格権を有し、市が著作権・使用权を有する。

(使用の範囲)

第4条 東大阪フォントを使用できるのは、市及び市職員（外郭団体を含む）が公務に際して使用するとき、又は次の各号に該当する者とする。

- (1) 東大阪市内で製造業（ファブレス企業を含む）を営む者、及び官公庁やそれに準ずる各種公的団体。
ただし、東大阪市外で製造業（ファブレス企業を含む）を営む者、及び製造業以外の者で東大阪市の関わり等について東大阪フォント使用承認申請書（様式第1号）の記載事項に該当する場合は使用することができる。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第3号に規定する

暴力団密接関係者でない者

(使用の申請等)

第5条 東大阪フォントを使用した物品を製造し、販売し、又は宣伝に使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、東大阪フォント使用承認申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 市及び市職員が公務に際して使用するとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるとき。

(使用の制限)

第6条 市長は、東大阪フォントの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しない。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とするとき。
- (3) 市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (4) 使用することにより、消費者等に誤認を与えるおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人又は団体を市が公認しているとの誤解を与えるおそれがあるとき。
- (6) 不当な利益を得るために使用されるおそれがあるとき。
- (7) 東大阪フォントを決められた使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。
- (8) 東大阪市暴力団排除条例（平成24年3月30日東大阪市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等の使用に供されるおそれがあるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が東大阪フォントの使用について適当でないときと認めるとき。

(使用の承認等)

第7条 市長は、第4条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、東大阪フォント使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、使用の承認に条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、東大阪フォント使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(使用の範囲)

第8条 前条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、東大阪フォントを物品等のパッケージ、広告等において使用することができる。

(使用料)

第9条 東大阪フォントの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第10条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 東大阪フォントの使用の承認を受けた目的にのみ使用すること。
- (2) 東大阪フォントの使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 東大阪フォントの縦横比の変更、斜体化、湾曲、字体の太さ変更等の改変をしないこと。
- (4) 東大阪フォントに商標権、意匠権その他の権利を無断で設定しないこと。
- (5) 物品等の名称に使用する場合、市が製造し、又は販売するものであると誤認されることがないよう配慮すること。

(6) 東大阪フォントを使用する場合は、表示スペースその他やむを得ない事情がある場合を除き、当該書体が「東大阪フォント」であることを明示すること。

(物品等の確認)

第11条 市長は、東大阪フォントの使用状況について、必要なとき使用者に対し、報告を求めることができる。

2 使用者は、前項の求めがあった場合、東大阪フォント使用状況報告書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に報告し確認を受けなければならない。

3 市長は、前項の確認の結果、使用状況が適正でないと認めたときは、使用者に対して是正を求めることができる。

(承認内容の変更)

第12条 使用者が第6条第1項の規定により承認された内容を変更しようとするときは、東大阪フォント使用内容変更承認申請書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更を承認するときは、東大阪フォント使用内容変更承認通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、変更を承認しないときは、東大阪フォント使用内容変更不承認通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(承認の取消し)

第13条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、東大阪フォントの使用の承認を取消することができる。

(1) 第6条に規定する事項に該当し、又は第10条に規定する事項に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。

(3) 使用者が、第11条第2項の規定による報告書を提出しないとき。

(4) 使用者が、第11条第3項の規定による是正の求めに応じないとき。

2 市長は、前項の規定により東大阪フォントの使用に関する要綱の使用の承認を取消したときは、東大阪フォント使用承認取消通知書（様式第8号）により使用者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により東大阪フォントの使用の承認を取消した場合は、使用者に対し、当該取消しに係る物品等の回収、使用中止等を求めることができる。

(免責)

第14条 前条の規定により、市長が東大阪フォントの使用の承認を取消したことにより、使用者に損害が生じた場合であっても、市はその責めを負わない。

2 使用者が、東大阪フォントの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合においては、市は損害賠償又は損失補償等の責任を一切負わない。

3 前項のほか、東大阪フォントの使用に関するトラブルについて、市は損害賠償又は損失補償等の責任を一切負わない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、東大阪フォントの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年１１月１６日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年２月２４日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年７月１日から施行する。

年 月 日

東大阪フォント使用承認申請書

（宛先）東大阪市長

（申請者）

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

東大阪フォントの使用に関する要綱第5条の規定に基づき、東大阪フォントを下記のとおり使用したいので申請します。

なお、使用に関しては、東大阪フォントの使用に関する要綱第4条の各号に該当しないことを誓約いたします。

記

使用する文字列 _____

（アルファベット大文字、アラビア数字、空白が分かるように記載してください。）

使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日

使用目的

使用方法

データ形式 ☐ a i データ ☐ P D F データ

東大阪市との関係性（東大阪市外で製造業を営む方、又は製造業以外の方は当てはまるものに☒をしてください。）

- ☐ 1. 東大阪市外で製造業を営むが創業が東大阪市である
- ☐ 2. 東大阪市外で製造業を営むが創業者が東大阪市出身である
- ☐ 3. 東大阪市外で製造業を営むが東大阪市内企業との連携が強い
- ☐ 4. 製造業はしていないがモノづくりのまち東大阪及び「東大阪フォント」の制作趣旨を理解しており賛同する
- ☐ 5. その他（ ）

担当者 役職氏名

連絡先（電話・メール）

添付書類

- (1) 企画書（使用方法の概要がわかるもの）
- (2) 申請者の概要
- (3) 使用方法の見本
- (4) その他参考書類

備考 ・東大阪フォントを使用したロゴ等について、商標登録又は意匠登録をします。

☐ （登録する場合、チェックをする）

なお、登録した際には登録内容を市へ報告します。

第 号
年 月 日

東大阪フォント使用承認通知書

様

東大阪市長

（公 印 省 略）

年 月 日付で申請を受け付けました東大阪フォントの使用申請について承認し、東大阪フォントの使用に関する要綱第7条第1項の規定により下記の通り通知します。

記

使用承認文字列 _____

使用承認期間 年 月 日 ～ 年 月 日

使用条件 表示スペースその他やむを得ない事情がある場合を除き、次のように当該書体が「東大阪フォント」であることを明示して使用すること。

（記載例）「使用している書体は「東大阪フォント」であり、東大阪のモノづくりのつながりを表しています」

第 号
年 月 日

東大阪フォント使用（変更）不承認通知書

様

東大阪市長

（公 印 省 略）

年 月 日付で申請を受け付けました東大阪フォントの使用について、下記の通り不承認としたので、東大阪フォントの使用に関する要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

不承認の理由

備考

様式第4号（第11条2項関係）

年 月 日

東大阪フォント使用状況報告書

（宛先）東大阪市長

（申請者）

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

年 月 日付で東大阪 第 号により承認を受けました東大阪フォントの使用状況について、下記のとおり報告します。

記

承認番号 東大阪 第 号

添付書類（東大阪フォントの利用が確認できるもの）

備考

年 月 日

東大阪フォント使用内容変更承認申請書

（宛先）東大阪市長

（申請者）

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

年 月 日付で東大阪 第 号により承認を受けました東大阪フォントの使用について、内容を変更
したいので、下記の通り申請します。

記

承認番号 東大阪 第 号

変更する事項

変更内容

変更理由

添付書類（変更内容が確認できる書類）

備考

様式第 6 号（第 1 2 条第 2 項関係）

第 号
年 月 日

東大阪フォント使用内容変更承認通知書

様

東大阪市長

（公 印 省 略）

年 月 日付で申請を受け付けました東大阪フォントの使用内容の変更について承認し、東大阪フォントの使用に関する要綱第 1 2 条第 2 項の規定により下記の通り通知します。

記

変更する事項

変更内容

承認条件

備考

様式第 7 号（第 1 2 条第 3 項関係）

第 号
年 月 日

東大阪フォント使用内容変更不承認通知書

様

東大阪市長

（公 印 省 略）

年 月 日付で申請を受け付けました東大阪フォントの使用変更承認申請について、下記の通り不承認としたので、東大阪フォントの使用に関する要綱第 1 2 条第 3 項の規定により通知します。

記

不承認の理由

備考

様式第 8 号（第 1 3 条第 2 項関係）

第 号
年 月 日

東大阪フォント使用承認取り消し通知書

様

東大阪市長

（公 印 省 略）

年 月 日付で東大阪 第 号により承認した東大阪フォントの使用について、下記の理由により使用の承認を取り消しますので、東大阪フォントの使用に関する要綱第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

記

取消理由

備考

この通知が到達した日以降は東大阪フォントを使用することはできません。
使用している物品、印刷物、ウェブサイト等については、速やかに回収削除すること。